

発委第 1 号

八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第7項及び八雲町議会会議規則（平成17年八雲町議会規則第1号）第13条第2項の規定により提出します。

令和2年11月30日

提 出 者

議会運営委員会委員長 千葉 隆

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

別紙

八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年八雲町条例第27号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、支給日現在（前項後段に該当するときは、その日現在）における議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、支給日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、支給日現在（前項後段に該当するときは、その日現在）における議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、支給日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。</p>	

第2条 八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、支給日現在（前項後段に該当するときは、その日現在）における議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、支給日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、支給日現在（前項後段に該当するときは、その日現在）における議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、支給日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。